

第12期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和4年11月17日(木)14時～16時
- 2 場所 練馬区役所西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、今井委員(副会長)、廣田委員、石塚委員、
渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、
河原委員、阿子島委員、関委員、月橋委員、かしわざき委員、たかはし委員、
佐藤委員、鈴木委員、松田委員、きみがき委員、坂尻委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、生活福祉課長、
子ども家庭支援センター所長、事務局職員
- 4 傍聴人 1人
- 5 配付資料
 - ・ 【資料1】(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例(骨子案)に寄せられた意見と区
の考え方について
 - ・ 【資料2-1・2】練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)
 - ・ 【資料3-1・2】練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(改正素案)
 - ・ 【資料4】新たな個人情報保護制度の運用について
 - ・ 【資料5】「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する業務」および「児童
手当等に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用に
ついて
 - ・ 【資料6】「認可保育所、地域型保育事業等に関する業務」および「幼稚園に関する
業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について
- 6 会議の概要
 - (1) 諮問
【諮問第1号】(※ 継続審議案件)
個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について(情報公開課)
 - (2) 報告
 - ・ 新たな個人情報保護制度の運用について(情報公開課)
 - ・ 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する業務」および「児童手当等
に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について
(生活福祉課)
 - ・ 「認可保育所、地域型保育事業等に関する業務」および「幼稚園に関する業務」にお
ける目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(子ども家庭支援セ
ンター)
- 7 発言内容 (以下敬称略)

(会長) ただいまから、第12期第3回練馬区情報公開および個人情報保
護運営審議会を開催させていただきます。
日ごとに寒さが厳しくなってきました。委員の皆様にはお寒
いところ、またご多忙のところ、ご出席いただきまして大変ありが

とうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、継続中の諮問案件1件と報告案件3件となっております。

新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、できるだけ会議時間を短縮しつつ充実した会議にしたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な会の進行にご協力いただきたくお願い申し上げます。

では、諮問第1号「個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について」です。

また、一つ目の報告案件「新たな個人情報保護制度の運用について」も関連する案件とのことですので、一括して資料の説明をお願いします。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

それでは、ご説明をお願いします。

(情報公開課長)

———【諮問第1号】個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について 資料1～4に基づき説明 ———

(会長)

それではこれより、本件についての審議に入りたいと思います。

ご質問等あればお願いします。

(委員)

質問させていただきます。

資料4の別紙の9頁にある「監査及び点検の実施」の1行目についてです。登場人物として、「監査責任者」と「統括保護管理者」が出てまいります。「統括保護管理者」は、1頁で「副区長」が任命されるとされていますが、この場合の「監査責任者」は誰になるのでしょうか。また、これを規定する区の条項は何になるのでしょうか。

(情報公開課長)

別紙資料の1頁目にある「監査担当者」の欄にありますように、「各行政機関等に、監査責任者を一人置くこととし、内部監査等を担当する部局の長、幹事等をもって充てる。」というのが国の求めている内容でございます。

当区としては、各部の部長を「監査担当者」として充てる予定です。規定としましては、条例で定めるのではなく、規則もしくは指針に定めたいと考えております。

すみません、発言について1点訂正させていただきます。先ほど「監査担当者」の設置と申し上げましたけれども、「監査責任者」の設置の誤りでございました。総務部長を「監査責任者」として充てる予定でございます。

(会長)

1点よろしいでしょうか。

別紙資料1頁目の「監査担当者」の設置という欄を見ると、「国指針の概要欄」では「監査責任者」という言葉が使われていますが、

「区の対応案欄」を見ると、「総務部長を監査担当者とする」となっていて、「監査担当者」と「監査責任者」が別に出てきますが、どう違うのでしょうか。

(情報公開課長) 申し訳ございません。「監査担当者」と書いてある箇所は「監査責任者」の誤りでございます。総務部長につきましても、「監査担当者」ではなく、「監査責任者」となります。

(会長) では、1頁目の「監査担当者」は「監査責任者」で統一されることになって、9頁目の記載がそれに対応する「監査責任者」の説明になるということでしょうか。

(情報公開課長) はい。その通りです。訂正をお願いできればと思います。

(会長) 他にご質問はありますか。

(委員) ご説明ありがとうございます。質問と要望でございます。

この条例素案では、名称が「施行条例」となっています。パブコメの意見にもありましたが、「練馬区の個人情報保護条例」という名称を残していただきたく思います。

世田谷区では、「改正世田谷区個人情報保護条例」として、施行条例よりもしっかりと世田谷区の個人情報保護に関する条例として名称を付けています。

また、パブコメの意見の8番には、「基本的人権の尊重の理念を明記すべきである」という意見がありますが、区は、国の法律で理念は明記されているため、改めて規定しないということでした。

区としての理念を条例にきちんといれるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

(情報公開課長) 法では、基本理念として、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」と規定しています。

このように既に法の規定があることから、改めて条例には設けないこととしております。

(委員) 規定ではなく理念であることから、法律に規定があるからではなく、区としてしっかりと謳っていく必要があると思います。

また、パブコメの意見の11番ですが、匿名加工情報の提供にかかる提案募集制度に関しては、今後調査・検討を行うということになっていますが、どのような形で行うのでしょうか。

(情報公開課長) 記載のとおり、当分の間は導入について任意とされている状況でございます。これについては、区としても慎重に取り扱っていかねばならないと考えております。

新たに設置する区の運営委員会等で改めて調査・検討させていただきたいと考えております。その後、必要に応じて審議会に諮ることも考えております。

(委員) 情報をクロス集計していくと、ある程度の人物が特定できてしまうということを有識者の方も言ってらっしゃいます。

そういった理由から今の時点で「今後も導入しない」という方向性としていただきたいと思います。

(情報公開課長) 令和5年4月から都道府県が先行して始めるということになっておりますので、そういった事例を調査・研究しながら進めていきたいと考えております。

手法については色々あるようですが、委員がご心配されている「個人情報として復元されてしまう」といった事態が起きないように検討していきたいと考えております。

(委員) ぜひそこは区の姿勢として「検討」ではなく、「導入しない」という方向性としていただきたいと思います。

それから、審議会への諮問ができなくなってしまうことについてですが、別途規定を設けて、例えば要配慮個人情報や目的外利用、外部提供などについては審議会に報告する事項としてほしいと思います。先日も申し上げましたが、練馬区には重要土地規制法が適用されることが想定されますので、そういったことから審議会への諮問はできないにしても報告もしくは区民に見える形で情報公開することが必要だと思います。

また、先ほどの死者の情報についても、審議会に諮問できないけれども別途規定を作るものについては、委員会のなかで検討していただけるのでしょうか。

(情報公開課長) 条例要配慮個人情報を設置するかにつきましては、規定する必要があるとされている地域特性等による固有の情報が無いことから、設置はしないということにさせていただいたところでございます。

その他、目的外利用、外部提供等につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後設置する予定の運営委員会で審議させていただいて、個人情報の利活用について進めさせていただきます。

また、こうした個人情報を利活用したこと等の状況につきましては、今も実施しているところでございますが、引き続き、審議会や議会に定期的に報告させていただきます。

さらに、個人情報の利活用の状況については、「個人情報ファイル簿」を作成していくことについて先ほど説明させていただいたところでございます。こちらのファイル簿の中に、個人情報の利活用の状況がわかるような形で記載したものをホームページ等に掲載させていただき、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

(委員) 要配慮個人情報については、検討委員会の中でもLGBTQの方の情報等を入れてほしいといった要望もありましたので、しっかりと調査等ができるような体制を作ってほしいと思います。

情報公開や市民の監視、意見聴取、調査等がしっかりと行われるためにあった審議会です。

議員が委員になられた区民の方や有識者の方と一緒に論じていく、情報共有しながら検討していくことはとても大事なことだと思いますので、議員を委員に入れていただきたいと思いますが、こちらについては、いかがでしょうか。

(情報公開課長) 要配慮個人情報については、先ほど申し上げたとおり、地域特性等による固有で定めるべきことが特に無いため、別途規定はいたしません。今後、あてはまるような事項が出てきました際には、条例改正が必要になるため、審議会、議会に諮って検討してまいります。

(委員) 全体を通して、「国に従う」という姿勢に見えますので、「主権者は区民だ」という視点に立って頂きたいと思います。区としてどのように個人情報保護制度を守っていくかを考えていただきたいです。

これまで自治体で培ってきたことを守るという姿勢を見せている自治体もあることですから、練馬区としても頑張りたいと思います。

(情報公開課長) 個人情報保護法自体は既に国でも運用されており、区の個人情報保護条例よりも厳しい基準の規定も含まれているところです。区の個人情報保護条例よりも国の個人情報保護法が劣るということはありませんので、個人情報保護法の規定に基づいて、しっかり個人情報の利活用を図っていきたいと考えております。

(会長) 他にご質問はありますか。

(委員) 資料3-1についてですが、国のガイドラインによりますと、審議会への諮問は「個人情報の適正な取扱いを図るために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合」という記述がされており、相当限定している趣旨に読み取れます。

国とのやり取りもあって事務局の方で整理されたと思うのですが、この資料3-1中では、ピンクの枠で囲っている部分に記載されているように「今後は、審議会に対して、条例改正など専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限り、諮問することができるようになる。」と書いてあります。

国のガイドラインからすると、例えば、サイバーセキュリティ関係の技術的な面での専門家みたいなことが念頭に置かれていたと思いますが、国とのやり取り等を踏まえた上で、条例改正など、非技術的な面でも、専門的な知見を持っている人の意見を聞くことが必

要な場合は諮問できるということで、少し幅広に解釈をしていることかと思えます。

それを受けて、「組織構成については、区民および専門的知見を有する学識経験者による構成に見直す。」と書いてありますが、そうすると、学識経験者だけが先ほどの「専門的な知見を有するという」ことでなく、区民も含めてこの13名の方が専門的な知見を有することになるかと思えます。

別の言い方をすると、「専門的な知見」というのは、広く2つの意味で使っている広義の意味の場合と、学識経験者のみということで狭い意味で使っている狭義の意味の場合と2通りあるのかなと私は読んでいます。そういう理解でよろしいのでしょうか。

また、2点目として、先ほどのご意見とも関連するのですが、外部委託その他、従来この審議会の諮問事項であったことの相当が、諮問事項から外れるということですが、他方で審議会としては、区長に対する意見具申権があるということからすると、色々な情報が審議会の場に提供される必要があるという風に考えるわけです。

そうすると、諮問事項ではないけれども、こういう運用を外部委託、目的外利用、電算結合等でやっているということを、全てについて細かく報告するかは別として、必要な情報については審議会の場に提供されるということが意見具申権を適正に行行使する上でも必要ではないかという風に思っております。

この件については、おそらく否定はされないかと思えますけれども、この関連で気になったことがあります。先ほどの資料4の2枚目の「個人情報保護運営審議会への諮問」の項目の「法施行後」の欄の3つ目の項目に「電算結合については、現状のポリシー等を遵守することで、必要な保護が図られることから、電算結合に着目した審議は実施しない。外部委託・提供として「練馬区個人情報保護運営委員会」での審議を実施する」ということが書いてある部分です。

おそらく、現代では外部委託、目的外利用等の時は、ほとんどの場合、電算結合とほとんど平行にやっているから、結局は電算結合の場合にも、一般的な情報提供という意味では審議会の場に提供されるという理解でよろしいのでしょうか。

(情報公開課長)

1点目のご質問ですが、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合」の「専門的な知見」の意味ということでございました。

区としましては、「専門的な知見」としては、諮問事項に条例改正も含めていますので、法律に詳しい方、情報セキュリティに詳しい方等を想定しており、学識経験者に限るものとしています。

資料の記載から読み取るのが難しいかもしれませんが、そういっ

た専門的知見を有する学識経験者5名と、学識経験者のご意見等に対する一般的な区民の方としてのご意見を伺うといった意味で、審議会の構成をこのような組織構成にすることとさせていただいております。そのため、区民委員の皆さんに専門的知見を求めるというものではございません。

2点目のご質問ですが、電算結合に関する質問でございました。あくまでも電算結合は技術的なものでございまして、今までも審議会に諮問させていただいておりますけれども、諮問する前から、情報政策課等と一緒に安全管理措置がしっかりとられているか等を様々な視点で確認し、審査しているところでございます。

そういった意味で、今後は電算結合のような技術的な面の審査につきましては、情報政策課等で委託している専門家の意見を聞くといった審査等でセキュリティ面を確認させていただくということとし、改めて電算結合ということでの審議会への諮問は想定していないということでございます。

ただし、委員のおっしゃるとおり、当然関わってくることで、外部委託や目的外利用がございまして、これらにつきましては、今後、新しく作る庁内の運営委員会の中で審議をさせていただくことを予定しているところでございます。

(委員)

前段と後段に分けて、更に質問させていただきます。

前段について、やはり質問して良かったと思うのですが、今のご説明によりますと、専門的知見を有するのは学識経験者であって、区民はそうではないということでした。

そうなりますと、審議会条例第3条のところで、審議会の委員は区民が8名以内、学識経験者が5名以内となっていますので、例えば、学識経験者が情報セキュリティその他の観点から発言をしたとしても、区民が個人情報保護に関する措置が不十分だといった意見であるような場合に審議会で採決をした場合、8対5と分かれ、専門的知見を有する学識経験者の意見以外で審議会の議決がなされるということも想定されてきます。

ですから、区民が専門的知見を有する人ではないというのは、危ないのではないかと思います。そうすると、専門的な知見を有するという言葉は、場合によっては広い意味で区民も含めて捉える場合もあれば、専門技術的な知識なり経験なりを持っている方のみを言う場合もあるという風に、ケースバイケースで読み分けたらどうかというのが、私の質問の原点だったのですけれども、その点についてももう少し教えていただけますでしょうか。

また、2点目については、おそらく先ほどのご説明でカバーされているのだと思いますが、過去の審議会でも個人情報や色々な形で外部の委託先から漏れているというケースがしばしば議論になって

います。

今回の改正で、もちろん電算結合案件は、諮問事項ではないのですが、外部委託、目的外利用ということで事実上、運用上は審議会の場に情報として提供され、また、電算結合については、そういった事例と一緒にされるというのは現実でしょうから、審議事項として取り上げないといっても、外部委託、目的外利用の案件と重複するので、あまり実害は無いという理解でよろしいのでしょうか。

(情報公開課長)

区民委員の専門的知見に関してのご意見をいただいたところでございます。

私どもとしては、区民は、「一般区民」を想定させていただいているところではございますけれども、そういった知識知見をもった方が必要なのではということがご意見としてございましたので、参考にさせていただきたいと思います。

今後、令和5年度に公募区民として募集をさせていただく際には、様々なご経験のある方にご応募いただけるのではという風に考えておりますので、公募をする際に、そういったことを視野に入れて公募委員を選出させていただこうと考えているところでございます。

2点目の電算結合も含めた審議会への情報提供に関してのご質問でございます。委員のご指摘としては、電算結合についても審議会に報告することが必要なのではということだと思います。

報告の仕方については、改めて整理させていただきたいと考えているところでございます。

(委員)

資料1の項目16の審議会に関する意見について、「区民委員の割合を高めるべきである」との意見に対して、「意見を反映した」といいますが、今まで委員が最大25名だったものが、13名になって、その中で区民委員が11名から8名になるということで、「割合が高まる」といっても、区議会議員が外される等して、頭数が減るから、割合が高まるだけだと思います。

このことが意見した人に知られたら、この答えは誠実さに欠けているのではと感じられると思うので、回答に割合だけでなく人数についても記載すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(情報公開課長)

区として、こういった区民委員の割合等を検討させていただいて、区民委員8名、学識経験者5名とさせていただいたところでございます。

資料にも記載のあるとおり、結果的にこういった数字になったということであり、区民委員の意見を踏まえた上の結果ではないという部分のご指摘のある部分かもしれません。

ただし、条例に反映することが結果的にできたということでこの

ように記載させていただいております。

人数の内訳等の詳細につきましては、この回答に記載するのではなく、改めて条例案等の中でお示ししたいと思っております。

(委員)

くれぐれも誤解されないようにしてもらいたいと思います。

それから、先ほどの意見にもありましたけれども、審議会の委員に区議会議員を入れないということでした。

また、おそらく今後、審議会の諮問事項も減って、審議会の開催自体も、今までより少なくなってしまうのではと懸念しています。

議員活動にも差し障りは生じないと思いますので、引き続き区議会議員を審議会の委員に入れて欲しいということを、私からもぜひ要望したいと思います。

それから、審議会について、先ほどの意見に重ねてになりますが、外部提供や目的外利用が今後諮問されないとしても、区の中の委員会での審査だけで済ませずに、審議会に報告することもぜひお願いしたいと思います。

また、審議会の委員になる方についてですが、長い期間審議会が開かれなくなると、自分が審議会の委員であるという自覚も無くなってしまいかねないのではと懸念しています。審議会が開かれなくても郵送等して、情報提供を行っていく必要もあると思うのですが、いかがでしょうか。

(情報公開課長)

審議会のメンバーにつきましては、改めて改正法に基づいて諮問事項について整理させていただいて、こういった構成にさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

外部提供、目的外利用については、先ほども申し上げておりますけれども、現在も年に1回議会にご報告させていただいております。これにつきましても、個人情報の利用状況につきましては、引き続きしっかりと報告をさせていただいております。

3つ目のご提案でございますが、今後、審議会のメンバーは区民委員と学識経験者の構成になってまいります。開催頻度としては年1回程度を予定しておりますので、その間に区の個人情報の利用状況等につきましては、必要に応じて各委員の皆さんに情報提供としてご報告することを考えているところでございます。

(委員)

ぜひ情報提供は、しっかりとお願いしたいと思います。

今回、個人情報保護法の施行条例ということで、今まで練馬区が長年にわたって築き上げてきた条例が、こんなに短くなってしまいました。個人情報保護制度はもともと自治体が先行して築き上げてきたものですが、今回、国が共通のルールにしてしまうというこ

ろです。中には、ルールがより厳格になるというものもあるようですが、現条例では要注意個人情報として、原則収集禁止規定があるものが、法律では要配慮個人情報として、禁止規定が無くなる点ですとか、死者の情報は個人情報として扱われないといった点は「後退」と感じています。

そうした国の法律以上に、個人情報の取扱を厳重にすることについては、ガイドラインなどには「許容されない」とか「してはならない」といった文言があるのですが、実際の法律上でも具体的に「何条に違反する」と言えるような法律の仕組みになっているのでしょうか。

(情報公開課長)

個人情報保護法上の法令違反にあたるかという件につきましては、個人情報保護委員会に問い合わせをさせていただきました。

パブコメの回答にも書いてございますけれども、「ガイドラインには、法の有権解釈を担う委員会の法解釈を示す記述があるため、記述に従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある旨を示している。」という回答がございました。

具体的に何条違反ということではございませんが、法の解釈権を個人情報保護委員会が持っているものですので、個人情報保護委員会が示しているガイドライン等に従わなかった場合には法違反と判断される可能性があるということでございます。

(委員)

ガイドラインにおいて、「してはならない」とされる事項について従わなかった場合、法違反だと判断される可能性があるということですが、可能性に言及するに留まっていて、何条違反だと具体的に言うことができないのに、強い言葉を使っていることに私は違和感を覚えています。

こうした背景には、国が個人情報の扱いについて、自治体の手を縛って、その上で匿名加工情報等を使って、情報を利活用させることとか、重要土地利用規制法の下で、思想・信条も含めた情報を集める等して、住民監視を強めようとする狙いがあるのではないかと非常に強く危惧しております。

法律の第1条には、「個人の権利利益を保護する」とありますが、その点に合致しないと思いますし、大げさだと思われるかもしれませんが、憲法に規定する基本的人権の尊重の考えにも則っていない面があるのではないかと心配するところがあります。

ですから、練馬区としては、これまで築き上げてきた条例があるわけですから、誇りをもって国にも積極的に意見をあげる等して、これまでの個人情報保護制度が決して崩されることの無いように、取り組んでいただきたいという風に思います。

(総務部長)

本日は、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今回、いよいよ施行条例の素案の検討という段階までできたわけですが、この期間、委員の皆様には様々ご検討いただきまして、ありがとうございました。

改めてになりますけれども、今回の条例制定に至った経緯につきましては、昨年5月の段階で、法律で国が個人情報の利活用と保護の両立を図るために法改正を行ったということです。法の内容につきましては、様々ご意見あるかと思えますけれども、こちらは国会での審議を経て成立したものであって、私共としては、当然のことながら順守しなければならない中身であるという風に捉えております。

これまでは、自治体ごとにルールを定めて運用していたわけですが、それがいわゆる「2000個問題」といわれるようなルールがバラバラの状態を生みました。コロナの際にも自宅療養者の支援で情報が出せる、出せないといったところで、自治体の対応が分かれてしまうといったような弊害があったことから、こうした法改正に繋がったという面もあるかという風に思っております。

それに伴いまして、審議会の役割も、これまでは1件1件の取扱いについて諮問していくという運用をさせていただいたわけですが、こちらについては、諮問ができなくなるということで、今後は、個人情報の運用が的確に行われているかという「報告」が、どうしてもメインになってしまうのではないかと捉えております。

そうした面で、先ほど委員からご心配もありましたけれども、「専門的な知見」を有する学識経験者の皆様に意見を聞く機会というのは、条例改正の時とか、新たに匿名加工情報の提案制度を導入する際に意見を聞くといった時などに限られます。私共としては、区民の皆様と引き続き適正に個人情報運用されていることについて一緒にご議論したいということで、パブコメの意見にもありましたけれども、区民委員の割合を現在よりも広げたとごうございます。

審議会で皆様にこれまで担っていただきました適正な個人情報の保護、運用の仕組みについては、本日資料でお示ししましたが、これからは「長」の責任で実施していくということになりますので、新たに審議会に代わって、練馬区個人情報保護運営委員会というものを設置し、また、個人情報の適正な取扱いに関する指針というものを新たに定めて、区の方で責任をもって運用していく仕組みを整えようとしているところでございます。

今後も、これまでの様々な積み上げを生かしながら、個人情報の適正な取扱いを図ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員)

要望に近いことになるかと思いますが、今後、新しい制度の中で、なるべく区民に対してわかりやすい、丁寧な情報提供をしていただきたいと思っています。

新たに設置される練馬区個人情報保護運営委員会の中で、今後はかなりの内容について、個人情報はどう提供していくかとか、利活用していくかといった議論がなされるかと思いますが、年度一括の報告ということではなくて、なるべくリアルタイムというか、年度の中で区民が把握できるような仕組みをぜひ取り入れていただきたいと思っています。

それから、ホームページでの今後の情報提供についてですが、現在はどうのような個人情報がどのように取り扱われているかについて、探し辛く感じる場所もありますので、なるべくわかりやすく、すぐに検索できるような仕組みも取り入れていただきたいという風に思います。

(委員)

資料4の2の「2-3 個人情報の取り扱いに関する主な変更点」の法施行後の審議会への諮問の項目において、「外部委託・提供として」と記載がありますが、「として」の意味がわかりませんでした。これは外部委託・提供に「関しては」という意味でよろしいでしょうか。

(情報公開課長)

はい。電算結合に着目した審議は実施しませんが、電算結合に関係して、外部委託・提供がある場合がございまして、そういった場合に関しては、審議会で審議を実施するという意味でございまして。

(委員)

資料2-2の「法律施行条例（素案）」の付則第3項の経過措置に関してですが、「職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務」とありますが、「知らせること、または不当な目的に使用してはならない義務」とした方がわかりやすいと思います。「知らせ、」で切ってしまうと意味が伝わりにくいのではないのでしょうか。

第4項にも同じ表現が出てきます。最後まで読めばわかるのですが、通常使う表現なのではないでしょうか。

(情報公開課長)

条文の構成方法の在り方については、所管の部署として文書法務課がございまして、記載方法については確認いたしますが、条文の構成としてはこのような表現になると理解しているところでございます。

(総務部長)

ご指摘の部分は経過措置となっております、現行の保護条例に関する条項の経過措置ですので、保護条例の引用となっております。

表現のわかりやすさという点でいうと、委員のおっしゃることも理解できますが、経過措置として旧条例を引用する表現でございますので、このような書きぶりになっております。

(委員) 現行条例の引用であることは承知していますが、今までずっとそれできていたのかなと疑問に思いまして、質問いたしました。

それから、次のページの8項にある「この条例の施行後に漏らしたものの」「もの」は「者」ではないでしょうか。

(情報公開課長) この部分も現行条例の引用となりますが、改めて文書法務課に確認します。

(委員) それから、資料3-2の第7条第3項で審議会に委員会を置く場合の委員の選定方法に「会長の指名する委員」と記載されていますが、「委員の互選をもって」等が一般的かと思えます。

また、委員を審議会の会長が指名するということですが、現行では会長が委員長をやっているわけです。自己推薦ということもありませんが、「会長の指名する委員または委員の互選をもって」にしないといけないのではないのでしょうか。

(情報公開課長) 今までこの記載で運用させていただいております。

委員会は会長の指名する委員をもって組織するというので、今年度も委員会を組織させていただいております。この点について、滞りなく運営できていると考えておりますので、基本的にはこのままとしたいと考えております。

(委員) 同じことを言いますが、「委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。」ということは、現行組織できてはいますが、審議会の会長が他の委員会の委員長も兼ねておられるというわけですが、「会長の指名する委員」をもって充てるということになると、ちょっと意味合いが違うんじゃないかなと思っております。

実際には変わらないと思うのですが、繰り返しになりますが、「会長の指名する委員または委員の互選をもって」に改正した方が良いのではないのでしょうか。

(情報公開課長) ご指摘につきましては、文書法務課等含めて確認のうえ、検討させていただきますが、基本的には、現行条例に合わせた形での改正を想定しております。

(会長) 他にご意見はありますか。

(各委員) (挙手無し)

(会長) 法改正に伴う保護制度の見直しについては、本年5月に諮問を受け、以降、審議会内で議論を重ね、8月に区に対して中間報告を行ったという経緯がございます。

本日、区から新たに制定する条例の内容、審議会条例の改正内容等が示されました。

区は11月下旬に開会する議会への条例案の提出を予定していると

のことですので、本日、審議会としての答申を出したいと思いません。

反対意見もありましたので、決を採りたいと思います。説明のあった区の提案内容について賛成、反対の決を採ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(各委員) (17名の挙手)

(会長) 反対の方は挙手をお願いします。

(各委員) (2名の挙手)

(会長) それでは、賛成多数ということですが、法律の枠の中で運用していくことはやむを得ないとしても、できるだけ区民に見えやすい形で運用していただきたいという風に思いますので、よろしく願いいたします。

続いて報告案件に移ります。

はじめに、生活福祉課の報告案件「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する業務」および「児童手当等に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用についてについて」です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

それでは、生活福祉課長から説明をお願いします。

(生活福祉課長) ———「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する業務」および「児童手当等に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料5に基づき説明

(会長) それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員) ひとり親世帯の方に5万円加算とありますが、目的外利用記録票の「目的外利用する管理個人情報の記録の種別」欄の「生活状況」の欄にチェックがありませんが、いらないのでしょうか。

(生活福祉課長) 目的外利用記録票の「目的外利用する管理個人情報の記録の種別」欄にある「経済活動」の項目の一つに「公的扶助」の項目がございます。この項目の中で、委員のご指摘の内容が含まれると認識いただければと思います。

(会長) 他に質問はありますか。

(各委員) (挙手無し)

(会長) 次の案件に移ります。

続いて、子ども家庭支援センターの報告案件「認可保育所、地域型保育事業等に関する業務」および「幼稚園に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について」です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

それでは、子ども家庭支援センター所長から説明をお願いします。

(子ども家庭支援
センター所長)

———「認可保育所、地域型保育事業等に関する業務」および「幼稚園に関する業務」における目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料6に基づき説明 ———

(委員)

今回の事業の対象は、在宅で子育てをしていて、保育サービスを受けていない家庭というところなのですが、今回収集しようとしている個人情報、保育課から保育サービスを受けている子どもの情報の提供を受けるということで、どのように対象者を抽出するのでしょうか。教えてください。

(子ども家庭支援
センター所長)

練馬区においては、対象となるお子様が15,000人～16,000人いらっしゃいます。このお子様の情報と、保育サービスを利用している方の情報を突合しまして、保育サービスを利用していない方を抽出して、対象とする方に対してご案内できればと考えております。

(委員)

対象となる方の人数はどのくらいなのでしょう。

(子ども家庭支援
センター所長)

現在の想定では、約8,500人位のお子さんが対象になるのではと考えております。

(委員)

目的外利用記録票の一番下の項目で、「目的外利用の形態」が「文書」と「磁気ディスク等」にチェックされていますが、先ほどの案件では「電算処理」となっていました。こういった違いがあるのでしょうか。

(子ども家庭支援
センター所長)

直接のシステム上の電算処理ではなく、所管課のシステムの中から、必要なデータについてUSBメモリ等で担当課から提供してもらうことを考えているため、このような記録票の記載としております。

(委員)

「磁気ディスク」として、USBメモリをお使いになるということでしょうか。持ち出して利用するということは無いということでしょうか。

(子ども家庭支援
センター所長)

USBメモリを活用するとともに、セキュリティ上の対策としてパスワードを設定した上で対応させていただきたいと考えてございます。

(委員)

目的外利用の適用理由欄には、対象が「1歳または2歳の在宅子育て世帯を対象に」と書いてありますが、一方で、利用する個人情報欄には、「平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれの者に関する」とあります。令和元年から令和4年になってしまうと、対象外の方が含まれるように見えますが、いかがですか。

(子ども家庭支援
センター所長)

記載が紛らわしいところで恐縮ですが、都の事業としましては、利用する個人情報欄の情報に該当するお子様、この年度において、1歳または2歳に該当するお子様が事業の対象となっております。

そのため、利用する個人情報としましては、平成 31 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれのお子様についての情報を利用したいと考えているところでございます。

(委員)

1 歳または 2 歳の子であれば、令和 2 年もしくは 3 年から令和 4 年生まれになると思います。令和元年とか平成 31 年生まれのお子さんは 3 歳、4 歳になっていると思いますが、そのお子さんの情報も目的外利用する必要があるのでしょうか。

(子ども家庭支援センター所長)

実際のところ、対象となる方については、ご指摘いただきました 1 歳または 2 歳のお子さんのうち、保育サービスを受けていないお子さんとなりますので、3 歳、4 歳のお子さんは対象として該当しません。そのため、情報として提供いただく必要はありません。

事業の対象としてというところと、今回提供いただく必要がある年齢に差があるため、記載が分かりづらくなっているところです。

(委員)

記載として分かりやすいか、分かりにくいかではなく、なぜ令和 3 年と令和 4 年に生まれた子という風に書かないのですかという質問です。

(子ども家庭支援センター所長)

年齢が、「令和 4 年度中」において、1 歳、2 歳に該当するお子さんが対象となるため、令和 4 年の 4 月時点で 2 歳であったけれども、すぐに 3 歳になってしまうお子さんも対象となりますので、こういった記載となっております。

(委員)

その場合も、令和元年は含まれないと思いますが、いかがでしょうか。

厳しい意見を申し上げて申し訳ないのですが、目的外利用なので、令和元年に生まれたお子さんのご家庭から、なぜこの情報が利用されたのかと聞かれたときに答えられないと目的外利用すべきでないと思います。

そういう観点で申し上げておまして、記載が紛らわしいという問題には見えません。令和元年に生まれたお子さんは今現在だと 3 歳もしくは 4 歳のはずです。なぜ、その情報も含まれるのでしょうか。

(会長)

端的に言うと、「令和 2 年 4 月 2 日以降になるべきなのは」という質問ですよ。

(子ども家庭支援センター所長)

都の事業のスキームでも、今回の対象者として、平成 31 年 4 月 2 日生まれのお子さんについても 1 歳または 2 歳のお子さんということで、補助の対象者として示されているところでございます。

今お話しいただいた年齢が違うのではという点なのですが、令和 4 年度において、2 歳の子として事業の対象となるお子さんの生年月日は平成 31 年 4 月 2 日以降と示されているところでございまして、その基準を用いているところでございます。

- (委員) 客観的な話として、令和元年の4月に生まれた子は今現在もう3歳です。
- (子ども家庭支援センター所長) 繰り返しになりますが、令和4年4月1日時点で2歳のお子さんという条件ですと、平成31年4月2日生まれのお子さんも対象となると把握しております。
- (委員) 適用日は令和4年12月のようですから、令和4年12月時点で、2歳以内でないと対象外ではないでしょうか。
- (子ども家庭支援センター所長) 申し訳ありません。改めて都も含めて、対象となる範囲の中身を改めて確認させていただきます。
- (委員) 目的外利用なので、ぜひ慎重に行うべき事項と思います。
令和元年4月生まれのお子さんは、普通に数えたら当然2歳を超えて3歳になっていますから、その年齢のご家庭から、なぜこの情報が使われてしまったのかという問いが発生することは、当然想定されますので、私共としては2歳とみておりますという返答をするわけにはいかないと思います。
- (会長) 質問ですが、対象者の年齢を判断する日にち、つまり基準日というのは、令和4年4月1日でよろしいのですか。
- (子ども家庭支援センター所長) はい。おっしゃる通りです。
- (会長) そうすると、令和元年4月2日生まれの子は令和4年4月1日現在だと、2歳11か月と30日で3歳より1日少ないのではないので、対象として良いかと思えます。
ただ、適用日として、令和4年12月1日と記載がありますので、その時点で、2歳11か月と30日でないといけないのではないのでしょうか。
- (子ども家庭支援センター所長) 説明が至らず、大変申し訳ございません。
事業として、対象となるお子さんが先ほど申しました平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれのお子さんになりまして、令和元年4月時点の保育サービスの利用状況が必要ということで、3歳を超えていらっしゃるお子さんでも含めているところでございます。
適用日の12月1日というのは、お子さんが保育サービスを利用していないかという確認する日になります。今お話しいただきましたように、この時点では、実際に平成31年4月2日生まれのお子さんは3歳に到達しているところですが、当該年度において、1日でも2歳でいたことがあったお子さんが対象となるため、そのお子さんも含めて利用状況の確認が必要となります。

(会長) そうすると、3歳になっていない子かどうかは、令和4年4月1日現在で判断するが、適用日が令和4年12月1日になっていて、この時点で年齢以外の適用要件を審査するということですね。

12月時点では3歳を超えてしまっている子も対象となるということの良いのでしょうか。

(子ども家庭支援センター所長) ご指摘の通りでございます。

(会長) その他にご質問などはございますか。

(各委員) (挙手無し)

(会長) それでは本日の案件については、以上で終了しました。

最後に事務局から事務連絡があるとのことですので、事務局お願いいたします。

(情報公開課長) 2点ございます。

1点目ですが、机の上に置いてございました国のガイドライン等を綴ったファイルは、机の上に置いたままお帰りいただいて結構です。お持ち帰りになる場合には、次回の審議会の際にお持ちいただくようお願いいたします。

2点目ですが、次回の審議会につきましては、1月下旬の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、改めてご連絡いたします。

事務連絡は以上です。

(会長) 以上で、本日の審議会を終了いたします。

お疲れ様でした。